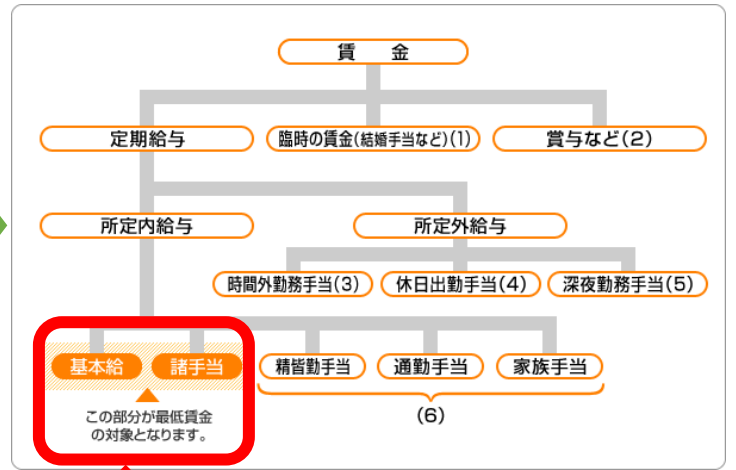


最低賃金について考える①

最低賃金の対象とならない賃金

- (1) 臨時の賃金
- (2) 1ヵ月超ごとの賃金(賞与等)
- (3) 時間外割増賃金
- (4) 休日割増賃金
- (5) 深夜割増賃金
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
※(6)は限定列举



最低賃金の対象となる部分

最低賃金の計算方法

- ①時給 「時給」 \geq 最低賃金額
- ②日給 「日給 \div 1日の所定労働時間」 \geq 最低賃金額
- ③月給 「月給 \div 1箇月平均所定労働時間」 \geq 最低賃金額
- ④出来高払制その他の請負制 「総額 \div 総労働時間」 \geq 最低賃金額
- ⑤上記①～④の組み合わせ

ケーススタディ

基本給:130,000円 (対象○)
 職務手当:10,000円 (対象○)
 通勤手当:5,000円 (対象×)
 営業手当(歩合):15,000円 (対象○)
 時間外割増:20,000円 (対象×)
 総支給額:180,000円
 年間労働日数:250日
 1日の所定労働時間:8時間
 この月の総労働時間:200時間

最低賃金比較の計算方法

$$(130,000円 + 10,000円) \div (250日 \times 8時間 \div 12ヵ月) = 840円 \dots (1)$$

$$15,000円 \div 200時間 = 75円 \dots (2)$$

$$840円(1) + 75円(2) = 915円 > 900円(最低時給額)$$

<事務所より>

9月の年金相談日は「7、14、19、21、26、28日」です。
 ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

